

不当廉売の警告

「指名停止すべき」

対応強化の声相次ぐ

低価格受注に対する行政機関の対応をめぐって議論が再び白熱してきた。自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟（古賀誠会長）の制度検討部会（金子一義部会長）が、1月31日と1日に開いた品質確保の提言に対する各省庁へのヒアリングで、独占禁止法上の不当廉売の適用拡大と指名停止など発注者のペナルティー強化を求める声が出席議員から相次いだ。公共工事品質確保促進法（品質法）が施行されてから4月で3年。地方自治体の総合評価方式の導入・拡大とともに、産業全体の疲弊につながる低価格受注が再びクローズアップされている。

者の事業活動を困難にさせ、出席議員からは「国交省は財務省の説明を踏まえ、地方の対応ができていないか」との

「国交省は財務省の説明を踏まえ、地方の対応ができていないか」との

「たった300分の5なのか。公取委（公正取引委員会）は地方問題をフォローアップしないのか」

1日のヒアリングで、公取委が説明した「公共建設工事の低価格入札問題への取り組み状況」に対して、後藤田正純衆議院議員は、調査対象件数に対して不当廉売として警告件数が余りに少ないこと、地方建設業界で問題になっている低価格受注について公取委が対応をしないことに不満を爆発させた。

さらに行政機関の低価格受注に対する対応への「価格要件」、他の事業

2300分の5に不満爆発

さらに、公取委の不当廉売を適用する価格要件の前提として「われわれは企業の損益ではなく、個別工事での実行予算で原価割れかどうかの判断こそが主眼点だ」とも、金子部会長が「コスト割れというなら、今の建設業はみんな赤字で受注しているじゃないか」と詰問する場面もあった。

意見も出た。品質確保が問題としていたのは地方自治体を中心とした総合評価方式の導入・拡大の低価格受注の抑止と地域に貢献する技術力のある優良な地元企業への適切な評価の不良不適格業者排除の4点に絞られている。今後、地方自治体への価格受注を大きな焦点に総合評価方式の導入・拡大しつつあると見られる。